

社会福祉法人南海福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人南海福祉会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。また、その在職中の職務貢献に応じて賞与、退職慰労金を支給する場合がある。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
 - (3) 法人職員として、法人より職員給与の支給が行われている役員等に対しての役員報酬の支給は行わない。
- 2 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬と賞与の合計額については、別表第 1 に定める額
- (2) 退職慰労金が支給される場合は、都度理事会での審議を諮り、評議委員会の承認にて支給決定をする。
- (3) 通勤手当については、一般職の職員の給与に関する規定に基づく通勤手当に準じて支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 2 に定める額

- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰りあげて支給日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職慰労金が生ずる場合は、その支給に関する理事会及び評議委員会にて承認後、原則として3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日に日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定に実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 本規程は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額
理事長	年額 2,000 万円 を上限とする
常務理事	年額 1,200 万円 を上限とする
理事	年額 1,000 万円 を上限とする

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

（2）理事

	日 額
理事会への出席	30,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000 円

（3）監事

	日 額
監事監査等への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円